

「所得税法等の一部を改正する法律」の施行に伴う「社債等に関する業務規程施行規則」の一部改正について

1 改正の趣旨

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成 20 年法律第 23 号)が本年 12 月 1 日に施行されることに伴い、別紙のとおり「社債等に関する業務規程施行規則」の一部を改正する。

2 改正の概要

公共法人等を含むべき外国法人を規定する根拠法を所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)から所得税法等の一部を改正する法律に改めるとともに、その他所要の改正を行う。

3 施行日

所得税法等の一部を改正する法律附則第 1 条第 5 号に規定する同法の施行の日(平成 20 年 12 月 1 日)から施行する。

以 上